

# 福岡県公報

平成25年9月27日  
第3534号  
増刊 ①

## 目次

### 公 告

○福岡県の人事行政の運営等の状況の公表 (人 事 課) …………… 1

## 公 告

### 公告

福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年福岡県条例第8号）第6条の規定により、福岡県の人事行政の運営等の状況について、次のように公表する。

平成25年9月27日

福岡県知事 小 川 洋

一 人事行政の運営の状況

1 職員の任免に関する状況

(1) 職員の任免

ア 職員の採用

平成24年度に新たに採用された一般職の職員及び新たに再任用された職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	合 計	行 政 職	警 察 職	教 育 職	技 能 労 務 職	研 究 職 医 療 職
新規採用	(26) 1,668	(26) 352	565	713	0	38
新規再任用	(57) 199	(29) 85	(3) 18	(21) 56	(2) 23	(2) 17

- (注) 1 新規採用には国や他団体との人事交流に伴う採用を含みます。  
 2 政令市立学校の教職員は含みません。  
 3 「新規採用」欄の( )内は任期付採用職員で、内数です。  
 4 「新規再任用」欄の( )内は短時間勤務職員で、内数です。

イ 職員の離職

平成24年度に離職した一般職の職員及び再任用を満了した職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	合 計	行 政 職	警 察 職	教 育 職	技 能 労 務 職	研 究 職 医 療 職
離職	901	219	229	374	50	29
定年退職	(3)	(3)				
その他	877	123	227	492	8	27
再任用の満了	(46) 165	(32) 78	(1) 18	(10) 36		(3) 11

- (注) 1 政令市立学校の教職員は含みません。  
 2 「その他」欄の( )内は任期付採用職員で、内数です。  
 3 「再任用の満了」欄の( )内は短時間勤務職員で、内数です。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算見込)

区 分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
24年度	5,015,427	1,576,818,743	1,950,974	497,644,049	31.6	32.5

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算見込)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	50,103	234,366,150	48,580,584	86,656,955	369,603,689	7,377

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 職員数は平成24年4月1日現在の人数で、教育長及び電気事業・工業用水道事業・工業用地造成事業・病院事業・流域下水道事業・県営埠頭施設整備運営事業職員(計112人)を除きます。

### 3 一般行政職給料表の状況（25年3月31日現在）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1号給の給料月額	135,600 円	185,800 円	222,900 円	261,900 円	289,200 円	320,600 円	366,200 円	413,000 円	464,600 円	529,500 円
最高号給の給料月額	243,700 円	307,800 円	354,700 円	395,800 円	405,800 円	422,600 円	456,200 円	478,200 円	537,700 円	570,100 円

### 4 職員の平均給与月額、初任給等の状況

#### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（24年4月1日現在）

##### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福岡県	歳 43.4	円 341,643	円 425,698

##### ②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福岡県	歳 52.7	円 338,736	円 388,097
自動車運転士	歳 54.3	円 331,615	円 390,113
守衛	歳 53.8	円 370,325	円 463,854
電話交換手	歳 56.6	円 371,900	円 439,161
用務員	歳 53.3	円 340,997	円 381,556
その他	歳 51.1	円 338,125	円 386,807

##### ③高等(特別支援)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福岡県	歳 47.6	円 412,681	円 473,292

##### ④小・中学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福岡県	歳 45.8	円 388,797	円 440,142

##### ⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福岡県	歳 38.6	円 320,340	円 445,974

- (注) 1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

## (2) 職員の初任給の状況（25年3月31日現在）

区 分		福岡県		国	
一般行政職	大 学 卒	178,800	円	総合職181,200 一般職172,200	円
	高 校 卒	144,500	円	一般職140,100	円
技能労務職	自動車 運転士等	129,200	円	—	円
	用務員等	121,600	円	—	円
高等学校 教育職	大 学 卒	199,700	円	—	円
	高 校 卒	154,900	円	—	円
小・中学校 教育職	大 学 卒	199,700	円	—	円
	高 校 卒	—	円	—	円
警 察 職	大 学 卒	197,200	円	総合職203,100 一般職200,000	円
	高 校 卒	164,700	円	一般職161,500	円

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（24年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	269,668 円	321,349 円	368,103 円
	高 校 卒	222,604 円	273,672 円	316,936 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	265,923 円	302,461 円
	中 学 卒	— 円	— 円	270,263 円
高等学校 教育職	大 学 卒	308,152 円	361,451 円	397,664 円
	高 校 卒	— 円	290,992 円	332,956 円
小・中学校 教育職	大 学 卒	309,952 円	358,063 円	394,719 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
警 察 職	大 学 卒	279,848 円	341,409 円	383,801 円
	高 校 卒	250,242 円	290,583 円	344,939 円

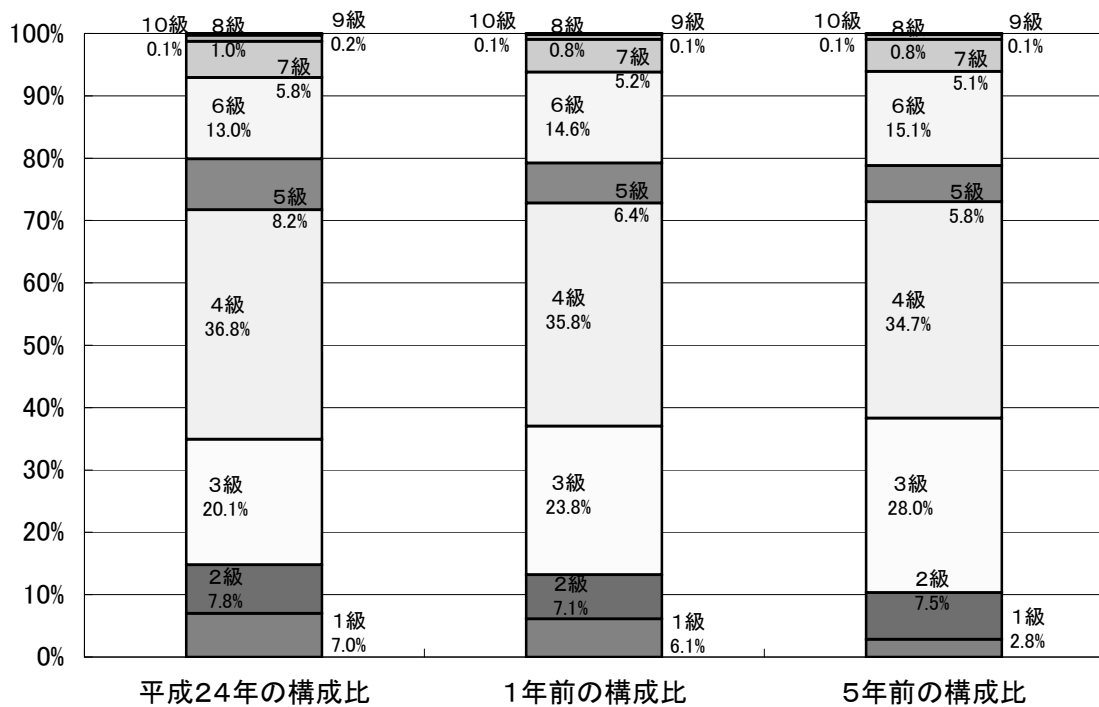
—: 該当職員なし

**5 一般行政職の級別職員数等の状況**

**(1) 一般行政職の級別職員数の状況（24年4月1日現在）**

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事 技師	583 人	7.0 %
2 級	主任	647 人	7.8 %
3 級	主査 困難な業務を処理する主任	1,673 人	20.1 %
4 級	本庁の係長 困難な業務を処理する主査	3,072 人	36.8 %
5 級	本庁の課長補佐 本庁の困難な業務を処理する係長	687 人	8.2 %
6 級	本庁の課長 本庁の困難な業務を処理する課長補佐	1,086 人	13.0 %
7 級	本庁の困難な業務を処理する課長	487 人	5.8 %
8 級	本庁の次長	81 人	1.0 %
9 級	本庁の事務局長	14 人	0.2 %
10 級	本庁の部長	12 人	0.1 %

(注) 1 福岡県職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



**(2) 昇給への勤務成績の反映状況（知事部局行政職給料表適用者）**

24年度	職 員 数		6,108 人
	昇 給 者 数	1号給	58 人
2号給		658 人	
4号給		4,398 人	
6号給		139 人	
8号給		274 人	
	(計)		5,527 人

**6 職員の手当の状況**

**(1) 期末手当・勤勉手当**

福 岡 県			国	
1人当たり平均支給額(24年度決算見込)			(非公表)	
期末手当	1,014	千円		
勤勉手当	531	千円		
(24年度支給割合)			(24年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.35 月分		2.6 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分		(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%			・役職加算 5～20%	
・管理職加算 10～25%			・管理職加算 10～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

**(2) 退職手当 (25年3月31日現在)**

福 岡 県				国		
(支給率)	自己都合	勸奨	定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	29.375 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	39.75 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	57 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	57 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置	—	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	—	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)
1人当たり平均支給額	5,989 千円	25,127 千円	26,236 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

**(3) 地域手当 (24年4月1日現在)**

支給実績(24年度決算見込)		9,482,850 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算見込)		167,903 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	34 人	18 %	18 %
大阪市	6 人	15 %	15 %
府中市、名古屋市	3 人	12 %	12 %
福岡市	16,289 人	4.75 %	10 %
北九州市、筑紫野市、春日市、大野城市、 太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂 川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、 新宮町、久山町、粕屋町	15,962 人	3.50 %	3 %
その他の県内市町村	18,079 人	3.50 %	0 %
医師・歯科医師	45 人	15 %	15 %
平均支給率		3.93 %	4.21 %

(注) 医師及び歯科医師の支給率は、東京都特別区の場合を除き支給対象地域にかかわらず15%です。

## (4) 特殊勤務手当 (25年3月31日現在)

支給実績(24年度決算見込)		2,921,300 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算見込)		88,156 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)		58.7 %		
手当の種類(手当数)		45		
一般職員	防疫等作業手当	保健福祉環境事務所等職員	①狂犬病予防注射・犬の捕獲 ②感染症患者の救護、病原体付着物件の処理、検疫作業、細菌検査 ③家畜伝染病のまん延防止のための家畜のと殺等 ①日額300円 ②日額290円 ③日額380円、760円	
	放射線取扱手当	放射線技術職員	有害放射線の影響を受ける作業 日額300円	
	危険業務手当	県土整備事務所、ダム建設事務所、水産海洋技術センター、農業総合試験場、計量検定所職員	①坑内のトンネル掘り作業、水面下4m以上の深所作業、高所作業、大型農業機械作業、爆発物立入検査 ②圧搾空気内作業、潜水作業 ①日額140円～560円 ②1時間210円～1,500円	
	社会福祉業務手当	保健福祉環境事務所等、障害者更生相談所、女性相談所職員	①援護の措置を要する者等を訪問し面接して行う指導等、精神障害者の訪問指導、要保護女子に関する相談・指導・一時保護 ②結核患者家庭訪問指導、肢体不自由児の日常生活介助 ①日額450円、570円 ②日額230円	
	種雄牛取扱等作業手当	農業総合試験場職員	種雄牛又は種雄豚を御する作業、牛馬の直腸検査 日額230円	
	有害物取扱手当	保健環境研究所、工業技術センター、農業総合試験場職員	有害農業使用の農作物害虫等防除、有害ガス発生を伴う業務又は特に危険な薬品の取扱業務 日額130円～290円	
	県税事務手当	県税職員	県税の賦課及び徴収 日額650円、800円	
	夜間看護等手当	粕屋新光園の看護師	①夜間看護業務 ②正規の勤務時間外の救急医療等業務 ①1回2,900円、3,300円 ②1回1,240円	
	犯則取締等手当	漁業取締業務に従事する職員、麻薬取締員	海上被疑者追跡又は取調、麻薬取締業務、航海中の船舶調査等、現業職員の5トン未満の船舶運転 日額280円～550円	
	特殊現場作業手当	保健福祉環境事務所等、保健環境研究所、流域下水道事務所職員 児童福祉施設に勤務する職員	①し尿処理施設、化製場・死亡獣畜取扱場及び下水道処理施設立入検査 ②産業廃棄物処理施設立入検査 午前4時～6時までの間に勤務時間の始期が定められている場合 ①日額230円 ②日額290円 1回120円、230円	
	用地交渉手当	農林水産部、県土整備部、建築都市部等職員	用地交渉業務 日額700円、1,050円	
	訓練指導手当	消防学校職員	教育訓練業務 日額720円	
	災害応急作業手当	県土整備事務所職員	異常な気象状況のもとでの、災害の未然防止、応急処置 日額480円～1,095円	
	道路上作業手当(道路上等作業手当)	県土整備事務所職員 道路技術員、河川監視	交通量の頻繁な道路上で、交通を遮断することなく行う道路維持修繕 ①加熱アスファルト混合物使用の道路舗装 ②道路上、河川区域の動物の死体処理 日額300円 ①日額160円 ②日額230円	
	ほ場等管理業務手当	農業総合試験場職員	①農業機械等を操作するほ場等管理業務 ②ふん尿収集、ほ場散布 ①日額120円 ②日額230円	
	動物等保護管理作業手当	動物愛護管理技術員	①負傷動物の収容作業 ②動物死体の収容作業 ①日額260円 ②日額230円	
	教育公務員	教育職員の兼務手当	教育職員	全日制教育職員が本務の勤務時間を超えて夜間定時制の授業を行った場合又はその逆の場合 授業1時間2,780円
		夜間定時制勤務手当	事務職員、技術職員及びその他の職員	高等学校又は中等教育学校の後期課程の夜間定時制課程で始業時刻以後に2時間以上業務に従事 日額340円 (事務長は日額220円)
多学年学級担当手当		主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程の2の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当し授業又は指導に従事 日額290円	
通信教育指導手当		①通信教育を行う学校の教育職員(本務職員を除く。) ②通信教育を行う学校及び協力校の教育職員(本務職員を除く。)	①添削指導 ②面接指導 ①1通当たり100円 ②1時間2,780円	
実習船乗船手当		①福岡県立水産高等学校の教育職員 ②福岡県立水産高等学校の職員	①実習船に乗り組み、漁ろうを伴う航海における生徒の実習指導等 ②船員法第82条の2第4項に規定する業務 ①日額3,000円 ②日額180円	
有害農業による害虫等防除作業手当	農業高校の教育職員	有害農業使用の害虫等防除 1級 日額290円 2級 日額250円		

教 育 公 務 員	教員特殊業務手当	副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員	1号 学校の管理下の非常災害時等の緊急業務 イ…非常災害時の児童・生徒の保護又は緊急の防災・復旧の業務 ロ…児童・生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ハ…児童・生徒に対する緊急の補導業務 2号 修学旅行等の引率・指導業務で宿泊を伴うもの 3号 対外運動競技等の引率・指導業務で宿泊を伴うもの等 4号 部活動の指導業務で週休日等に行うもの 5号 入学試験の監督、採点等	日額 1号イ … 6,400 円 1号イ(特に甚大な災害) … 12,800 円 1号ロ … 6,000 円 1号ハ … 6,000 円 2号 … 3,400 円 3号 … 3,400 円 4号 … 2,400 円 5号 … 900 円
	補導業務手当	児童又は生徒の補導を本務とする教育職員	児童又は生徒の補導業務に従事	日額200円
	教育業務連絡指導手当	教務主任 3学級以上の学校の *生徒指導主事 *進路指導主事 (高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の高等部に置かれるもの) *学科主任 *農場長 *寮務主任 *学年主任 (一の学年が3学級以上の学年に置かれるもの)	主任等に発令された指導教諭又は教諭が、当該担当に係る業務に従事	日額200円
警 察 職 員	主として私服員の従事する犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の作業	警察職員	犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕等	日額320円、560円
	留置施設看守及び被疑者(被告人その他法令により拘禁されている者を含む。)護送の作業	警察職員	留置施設看守及び被疑者護送	日額230円、240円
	交通捜査作業	警察官(警部以下の階級にある者に限る。)	高速道路等における事故捜査・交通違反取締り等	日額310円～840円
	犯罪鑑識作業	警察職員	現場等における犯罪鑑識	日額280円、560円
	交通取締用自動車その他特殊自動車の運転、警備用船舶運行及び自動車の検査に関する作業	警察職員	交通指導取締、犯罪捜査等を目的とした、交通取締用無線自動車及び捜査専用車等の運転等	日額250円～560円
	暴力団犯罪対策及び銃器等犯罪捜査の作業	警察官	暴力団から危害を被るおそれのある者に対する警戒の作業、銃器を使用した犯人の逮捕等	日額560円～1,640円
	結核患者接触作業	保健師	結核患者に接触して行う治療に関する諸注意、情報提供等	日額230円
	死体処理作業	警察職員	人の死体の解剖・検視・実況見分等直接死体に接触する作業	日額1,600円、3,200円 1体当たり3,200円
	坑内作業	警察職員	鉱山の坑内又は掘削中のトンネルの坑内で、ガス爆発、火災、出水、落盤等の災害があったときに、当該坑内で行う災害関連作業	日額1,900円
	航空機の操縦及び航空機に搭乗して行う操縦以外の作業	警察職員	①航空機の操縦作業 ②航空機に搭乗して行う整備作業 ③航空機に搭乗して行う操縦及び整備以外の作業	①1時間5,100円 ②1時間2,200円 ③1時間1,900円
	警ら作業	警察官(警部以下の階級にある者に限る。)	警ら作業	日額340円
	爆発物の取締り及び処理の作業	警察職員	①爆発物取締作業 ②爆発物処理作業	①日額300円、460円 ②1件当たり5,200円
	夜間特殊業務に従事する作業	警察職員	正規の勤務時間において従事する作業(指定されたものに限る。)の時間帯が深夜の一部又は全部を含むとき	1回730円
	救難救助作業(そのための訓練の作業を含む。)	警察職員	①危険を伴う山岳遭難者の救難救助又は天災地変若しくは水難、火災、危険物の爆発事故その他異常な事態における救難救助 ②福島原発の敷地内及びその周辺の区域で行う業務	①日額410円、840円、1680円 ②日額1,000円 ～40,000円
	夜間緊急処理作業	警察職員(管理職手当受給者を除く。)	突発的発生業務の処理のために、正規の勤務時間外の時間において緊急の呼び出しにより勤務することを命ぜられて作業に従事し、その時間帯の一部又は全部が夜間であるとき	1回1,240円
	潜水作業	警察官	潜水器具着用による潜水作業	1時間310円～1,500円
	国際緊急援助作業	警察官	海外地域での国際緊急援助隊の派遣に関する法律第2条に規定する国際緊急援助活動の作業	日額4,000円
サリンその他の特殊危険物質の処理等の作業	警察職員	特殊危険物質等の発生している状況下、現場で行う救助又は捜査等	日額250円～4,600円	
海外犯罪情報収集作業	警察官	日本国外において従事する犯罪の捜査情報収集(人事委員会が定める場合に限る。)	日額1,100円	
身辺警護等作業	警察職員	天皇・皇后等の皇族及び警護対象者の身辺警護若しくは身辺警護	日額640円、1,150円	



## (5) 時間外勤務手当 (全職員)

支給実績(24年度決算見込)	8,888,329 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算見込)	176 千円
支給実績(23年度決算)	8,425,673 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	167 千円

## (6) その他の手当 (25年3月31日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(24年度決算見込)	支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算見込)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円 (配偶者がいない場合の1人目 11,000円) ・16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算 5,200円	異なる	16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算額は、国は5,000円	6,189,024 千円	237,820 円
住居手当	○自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 ・家賃23,000円以下 家賃-12,000円 ・家賃23,000円超 11,000円+(家賃-23,000円)×1/2 (支給限度額27,000円) ○持家居住者で世帯主である職員 ・4,500円 ○単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 ・上記額の1/2	異なる	国は持家居住職員の手当を廃止	4,770,761 千円	136,878 円
通勤手当	○交通機関、交通用具(自動車等)を使用して通勤している職員に支給 ・運賃額(原則として6箇月定期の額) ・交通用具使用額 通勤距離に応じ2,000円～ ・新幹線等利用者の特別料金等加算(県外上限41,000円)	異なる	(国の制度) ・運賃等相当額の支給限度額 55,000円 ・交通用具利用者の支給額 2,000円～24,500円 ・新幹線等利用者の特別料金等加算額加算額料金×1/2(上限20,000円)	6,538,633 千円	126,838 円
初任給調整手当	○専門的知識を必要とし、かつ、欠員補充が困難である職について、民間企業の給与水準と調整するために支給 ・医師、歯科医師 306,900円以下(35年) ・研究員 100,000円以下(10年) ・獣医師 30,000円以下(10年)	異なる	(国の制度) ・医師、歯科医師 410,900円以下(35年) ・獣医師への支給なし	84,767 千円	1,046,506 円
単身赴任手当	○異動又は公署の移転を原因として単身赴任となった職員に支給 ・23,000円～68,000円	同じ	—	77,320 千円	309,280 円
宿日直手当	○宿日直勤務を行った職員に支給 ・通常 5,100円 ・医師、歯科医師 20,000円 ・生活指導 7,200円 ・寄宿舎指導 5,900円	異なる	国は通常の宿日直は4,200円	1,560,448 千円	192,791 円
管理職員特別勤務手当	○週休日又は休日等において勤務した管理職員に支給 ・職の区分に応じ、1回4,000円～12,000円(従事時間が6時間を超える場合は、1.5倍)	異なる	区分や支給額が異なる	77,156 千円	179,851 円

夜間勤務手当	○深夜にわたる正規の勤務時間に勤務した職員に支給 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100×午後10時から翌日の午前5時までの勤務時間	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	963,576 千円	93,243 円
休日勤務手当	○祝日等における正規の勤務時間に勤務した職員に支給 ・勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	2,185,783 千円	170,378 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に支給 ・給料表・職務の級・職の区分別に定めた額(40,800円～139,100円)	異なる	区分や支給額が異なる	2,287,626 千円	688,215 円
農林漁業普及指導手当	○農林漁業等の普及指導に従事する職員に支給 ・給料月額×8% (管理職手当受給者は4%)			95,239 千円	325,048 円
特勤勤務手当(県警)	○生活が著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 ・(給料の月額+扶養手当)×級地区別支給割合-地域手当 *級地区別支給割合 4%～25%	同じ	—		
特勤勤務手当に準ずる手当(県警)	○特勤公署又は特勤公署に準ずる公署に勤務するために住居を移転した職員に支給 ・(給料の月額+扶養手当)×支給率 *支給率 異動後4年間 4%～6%、5年目4%、6年目2%(最高6年)	同じ	—		
へき地手当(学校)	○生活が著しく不便な地に所在するへき地等学校に勤務する職員に支給 ・(給料の月額+教職調整額+扶養手当)×級地区別支給割合-地域手当 *級地区別支給割合 6%～22%			54,716 千円	186,109 円
へき地手当に準ずる手当(学校)	○へき地等学校に勤務するためにへき地等学校が所在する市町村内に住居を移転した職員に支給 ・(給料の月額+教職調整額+扶養手当)×支給率 *支給率 異動後5年間 4% その後1年間 2%				
義務教育等教員特別手当	○義務教育等諸学校に勤務する教育職員に支給 ・月額8,000円を超えない範囲内で、職務の級、号給別に定めた額 ・産業教育手当、定時制通信教育手当の支給を受ける期間は調整支給する。 *夜間定時制、通信教育に係る定通手当又は農業、水産に係る産業教育手当の受給期間:定額の3/4の額 *上記以外の者:定額の2/4の額			2,199,419 千円	65,168 円
産業教育手当	○農業、水産、工業の教科の授業及び実習を担当する教育職員に支給 ・(給料月額+教職調整額)×5% (定通手当受給者、管理職手当受給者は3%)			130,446 千円	206,402 円
定時制通信教育手当	○定時制課程及び通信制課程に勤務する教育職員に支給 ・(給料月額+教職調整額)×3～5% *校長、副校長、教頭 3% 夜間定時制教育に従事する職員 5% 昼間定時制教育、通信教育に従事する職員 3%			70,559 千円	172,516 円

## 7 特別職の報酬等の状況（25年3月31日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給料	知 事	1,350,000 円
	副 知 事	1,080,000 円
報酬	議 長	1,110,000 円
	副 議 長	980,000 円
	議 員	890,000 円
期末手当	知 事	(24年度支給割合)
	副 知 事	2.95 月分
	議 長	(24年度支給割合)
	副 議 長 議 員	2.95 月分
退職手当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 135万円×在職月数×0.54 34,992 千円 (任期毎)
	副 知 事	108万円×在職月数×0.41 21,254 千円 (任期毎)
地域手当	知 事 副 知 事	支給率 4.75%

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 8 職員数の状況

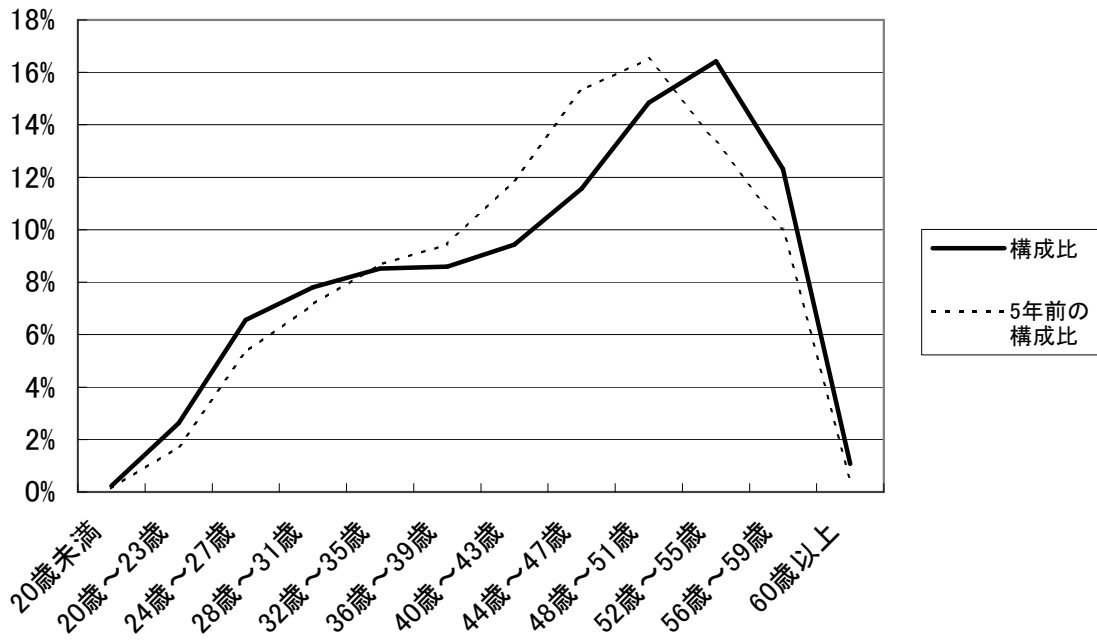
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
	平成24年	平成23年		
知 事 部 局	7,817人	7,896人	△79人	事務事業の見直し・外部委託化 (参考:人口10万人当たり職員数154.81人)
教 育 委 員 会	30,869人	30,875人	△6人	事務事業の見直し及び児童生徒数の減少に伴うものなど (参考:人口10万人当たり職員数611.33人)
そ の 他	11,529人	11,483人	46人	警察法施行令の改正など (参考:人口10万人当たり職員数228.32人)
合 計	50,215人	50,254人	△39人	(参考:人口10万人当たり職員数994.46人)

(注) その他は、各種委員会(教育を除く。)、警察本部、議会事務局、企業局です。

(2) 年齢別職員構成の状況（24年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	119人	1,317人	3,294人	3,917人	4,280人	4,315人	4,737人	5,809人	7,455人	8,247人	6,186人	539人	50,215人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部 門 \ 年 度	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	過去5年間の増減数(率)
知事部局	8,438	8,243	8,025	7,946	7,896	7,817	▲ 621 (▲ 7.4%)
教育委員会	32,270	31,936	31,569	31,179	30,875	30,869	▲ 1,401 (▲ 4.3%)
その他	11,669	11,665	11,585	11,540	11,483	11,529	▲ 140 (▲ 1.2%)
計	52,377	51,844	51,179	50,665	50,254	50,215	▲ 2,162 (▲ 4.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した職員数です。  
 2 その他は、各種委員会（教育を除く。）、警察本部、議会事務局、企業局です。

## 9 公営企業職員の状況

### (1) 職員給与費の状況

決算見込

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
24年度 電 気 事 業	446,039	19,550	172,706	38.7	36.9
工業用水道事業	1,157,765	383,557	206,367	17.8	14.5
工業用地造成事業	72,264	△ 41,394	42,001	58.1	3.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
24年度 電 気 事 業	15	69,554	16,412	26,837	112,803	7,520
工業用水道事業	19	79,397	26,145	31,354	136,896	7,205
工業用地造成事業	3	13,789	3,254	5,366	22,409	7,470

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 職員数は、平成 2 5 年 3 月 3 1 日現在の人数です。

### (2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（24年4月1日現在）

#### ・電気事業

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福 岡 県	44.1 歳	384,694 円	568,871 円

#### ・工業用水道事業

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福 岡 県	44.6 歳	387,097 円	574,591 円

#### ・工業用地造成事業

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福 岡 県	47.9 歳	412,101 円	594,916 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

### (3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

公 営 企 業	一 般 行 政 職
1人当たり平均支給額(24年度決算見込)	
期末手当 1,142 千円	—
勤勉手当 576 千円	
(24年度支給割合)	(24年度支給割合)
期末手当 2.6 月分	期末手当 2.6 月分
勤勉手当 1.35 月分	勤勉手当 1.35 月分
(1.45) 月分	(1.45) 月分
(0.65) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
役職加算 5~20%	役職加算 5~20%
管理職加算 15%	管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（25年3月31日現在）

(支給率)	公 営 企 業			一 般 行 政 職		
	自己都合	勸奨	定年	自己都合	勸奨	定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	29.375 月分	23.03 月分	28.7875 月分	29.375 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	39.75 月分	32.83 月分	38.955 月分	39.75 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	57 月分	46.55 月分	55.86 月分	57 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	57 月分	55.86 月分	55.86 月分	57 月分
その他の加算措置	— 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			— 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	— 千円	29,212 千円	28,688 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21~24年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（24年4月1日現在）

支給実績(24年度決算見込)		7,221 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算見込)		195,166 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度(支給率)
福岡市	21 人	4.75 %	4.75 %
福岡市を除く福岡県内の地域	18 人	3.50 %	3.50 %

エ 特殊勤務手当（25年3月31日現在）

支給実績(24年度決算見込)		123 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算見込)		13,629 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)		24.3 %	
手当の種類(手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険業務手当	支給対象の作業に従事した職員	①高圧機器整備点検作業 ②水路管内作業 ③高所作業 ④洪水吐ゲートの保守点検作業 ⑤有害薬品を使用する作業 ⑥漏水事故復旧等の道路上作業 ⑦災害応急作業	①日額300円 ②日額220円 ③~④日額220円~320円 ⑤日額130円~250円 ⑥日額300円 ⑦日額480円~1,095円
用地交渉手当	交渉業務に従事した職員	用地交渉業務	日額700円~1,050円

オ 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算見込)	13,831 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算見込)	374 千円
支給実績(23年度決算)	10,923 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	280 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

## カ その他の手当（25年3月31日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (24年度決算見込)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算見込)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円 (配偶者がいない場合の1人目 11,000円) ・16歳になる年度初めから22歳になっ た年度末までの子の加算 5,200円	同じ	—	5,098 千円	254,916 円
住居手当	○自ら居住するため住宅を借り受け、家賃 を支払っている職員 ・家賃23,000円以下 家賃—12,000円 ・家賃23,000円超 11,000円+(家賃—23,000円)×1/2 (支給限度額27,000円) ○持家居住者で世帯主である職員 ・4,500円 ○単身赴任手当を支給されている職員の 配偶者が居住する住居 ・上記額の1/2	同じ	—	4,515 千円	155,699 円
通勤手当	○交通機関、交通用具(自動車等)を使 用して通勤している職員に支給 ・運賃額(原則として6箇月定期の額) ・交通用具使用額 通勤距離に応じ2,000円～ ・新幹線等利用者の特別料金等加算 (県外上限41,000円)	同じ	—	10,518 千円	309,343 円
単身赴任手 当	○異動又は公署の移転を原因として単身 赴任となった職員に支給 ・23,000円～68,000円	同じ	—	—	—
管理職員特 別勤務手当	○週休日又は休日等において勤務した 管理職員に支給 ・職の区分に応じ、1回4,000円～ 12,000円(従事時間が6時間を超え る場合は、1.5倍)	同じ	—	104 千円	34,667 円
夜間勤務手 当	○深夜にわたる正規の勤務時間に勤務した 職員に支給 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100 ×午後10時から翌日の午前5時まで の勤務時間	同じ	—	—	—
休日勤務手 当	○祝日等における正規の勤務時間に勤務した 職員に支給 ・勤務1時間当たりの給与額 ×135/100×勤務時間	同じ	—	—	—
管理職手当	○管理又は監督の地位にある一定範囲の職員 に支給 ・給料表・職務の級・職の区分別に定め た額(65,300円～106,200円)	同じ	—	4,406 千円	1,101,600 円

## 10 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように考慮して、条例等で定めています。その概要は、次のとおりです。

### (1) 勤務時間

勤務時間は、休憩時間を除き、1日について7時間45分、1週間について38時間45分です(日曜日及び土曜日は週休日)。

一般的な職員の勤務時間は、各任命権者の規程等により、知事部局及び教育委員会は午前8時30分から午後5時15分まで、警察本部は午前9時から午後5時45分までとしています。また、交替制勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難い職員の勤務時間は、別に定めています。

なお、知事部局及び教育委員会の本庁及び福岡市内の出先機関(学校を除く。)においては、一般的な職員の勤務時間に加え、始業時刻を午前9時、終業時刻を午後5時45分とする時差通勤を実施しています。

### (2) 休憩時間

一般的な職員の休憩時間は、正午から午後1時までの1時間としています。

### (3) 週休日・休日

週休日とは、原則として毎週日曜日及び土曜日を、また、休日とは祝日法による休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)及び年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。))をいいます。

なお、公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要のある職員については、週休日を別に定めています。

### (4) 休暇

休暇の種類は、給与が支給されるか否かによって、有給休暇と無給休暇に分けることができます。有給休暇としては、事由を限らず、毎年与えられる年次休暇と、特定の事由に基づいて認められる特別休暇等があります。また、無給休暇として、介護休暇等があります。

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故等25項目を設けています。

### (5) 育児休業

育児休業は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もって職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的とした制度で、対象となる子の年齢は3歳未満となっています。

次世代育成の観点から、男性の積極的な育児参加が特に求められている中、福岡県においても、各任命権者が職員の子どもの健やかな育成のための計画(特定事業主行動計画)を策定し、育児休業等の制度周知の徹底と取得しやすい環境整備を図っているところです。



## 11 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限制度の概要及び処分の状況

分限制度は、職員が恣意的にその職を奪われることのないよう身分を保障することにより、公務の中立性、安定性を確保し、その適正かつ能率的な運営を図ろうとする趣旨から整備されています。

任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することができるのは、①勤務実績が良くない場合、②心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合、③学校、研究所、病院その他これらに準ずる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる事項の調査、研究又は指導に従事する場合等とされています。平成24年度における分限処分の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

処分の種類	降任	免職	休職	合計
処分事由				
勤務実績が良くない場合	0	0		0
心身の故障の場合	0	0	534	534
職に必要な適格性を欠く場合	0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合			2	2
学校、研究所等において調査、研究 等に従事する場合(条別で定める事由)			1	1
災害により生死不明又は所在不明と なった場合(条別で定める事由)			0	0
合計	0	0	537	537

(注)1 政令市立学校の教職員は含みません。

2 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その数を重複して計上していません。

3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上しています。

### (2) 懲戒制度の概要及び処分の状況

任命権者は、①地方公務員法(昭和25年法律第261号)等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができるとされています。平成24年度における懲戒処分の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

処分の種類 処分事由	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
給与・任用に関する不正(給与不正領得等)	0	0	0	0	0
一般服務違反関係 (欠勤、勤務態度不良等)	6	3	7	0	16
一般非行関係 (傷害、異性関係非行等)	0	3	5	0	8
収賄等関係 (収賄、横領等)	1	0	0	0	1
道路交通法違反	0	1	0	0	1
監督責任	0	0	0	1	1
合 計	7	7	12	1	27

(注) 1 政令市立学校の教職員は含みません。

2 同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

## 12 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的実現するため、地方公務員法や教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)によって、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など、民間企業の勤労者とは異なる服務上の強い制約が課されています。

これらの服務規律を保持するため、懲戒制度が設けられており、その懲戒処分の状況は、11(2)のとおりです。

また、市町村立学校に勤務する教職員(県費負担教職員)については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)により、市町村教育委員会がそのサービスを監督すると定められています。

なお、制度の趣旨を徹底させるため、所属研修を実施するほか、日常の具体的事例に関する照会等の機会を通じて、適切な処理を行っているところです。

さらに、福岡県職員倫理条例(平成13年福岡県条例第49号)を制定し、職員が常に認識しておかなければならない基本的な心構えや職員が遵守すべき倫理行動基準を規定するとともに、入札参加事業者との原則交際禁止等に関する規定を定めています。

### 13 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

#### (1) 研修の概要

職員の研修は、職員の勤務能率の発揮及び増進を目的に、任命権者において組織的かつ計画的に行われています。

例えば、知事や議会、監査委員、教育委員会、人事委員会等の事務部局に勤務する職員については、職員研修を自己啓発・職場研修・研修所研修・派遣研修に区分して実施しています。

また、教育公務員については、教育公務員特例法においても、絶えず研究と修養に努めなければならないことが規定されており、より豊富な研修の機会が設けられています。

平成24年度に行われた主な研修には、次のようなものがあります。

#### (行政職員)

自己啓発	通信研修支援 自主研究グループ支援
職場における研修	部局研修・所属研修(同和問題、公務員倫理、県の危機管理・防災対策 等) 業務専門研修
研修所等における研修	基本研修(新採用職員研修、一般職員研修、管理監督者研修、選択必修研修) 専門研修(政策法務、プレゼンテーション、折衝・交渉力、民法、財務諸表の読み方 等) 特別研修(新採職員マンツーマン指導者、公務員倫理指導者養成、OJTによる人材育成 等)
派遣研修	自治大学校派遣研修 都道府県、市町村、企業等派遣研修 大学院派遣研修 等

#### (教職員)

職場における研修	各所属の諸課題における研修(授業改善、人権・同和、教育相談 等)
研修所等における研修	(教育センター、体育研究所等で行われる研修) 基本研修(初任者研修、10年経験者研修、新任校長研修 等) 専門研修(各教科の指導に関する研修 等) 長期研修
派遣研修	教職員等中央研修(校長マネジメント研修、副校長・教頭等研修、中堅教員研修) 教育課題研修指導者海外派遣プログラム 国公立大学・大学院派遣長期研修 等

#### (警察官)

職場における研修	各所属における集合教養 本部主管課による研修・講習 部外講師による講演 等
警察学校における研修	採用時教養 昇任時教養 専科教養
派遣研修	国際犯罪捜査実務海外研修 語学委託研修 等

## (2) 勤務成績の評定の概要

任命権者は、公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講ずることとされています。

職員の能力や経歴、勤務実績等を総合的に評定することを通じて転任や昇任等を行い、適材適所の徹底を図っています。

また、職員の能力向上を喚起するためには、能力や業績をよりの確に把握する新たな人事評価制度を整備し、効果的に運用することが必要です。知事部局及び教育委員会等では、新たな人事評価制度を平成18年度から管理職員に、平成20年度から課長補佐級職員と係長に、平成21年度からその他の全ての職員に対して導入し、取り組んでいます。

公立学校に勤務する教員等については、別途自己評価及び業績評価からなる人事評価制度を、平成18年度から実施しています。

## 14 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 安全衛生管理

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するために、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び各任命権者の安全衛生管理規程・健康管理規程に基づき、総括安全衛生管理者又は健康管理者、産業医、安全管理者及び衛生管理者の選任並びに総括安全衛生委員会・警察本部衛生委員会等を設置しています。

さらに、全所属に健康推進員(副課長、課長補佐、副所長、事務長等)又は健康管理担当者(所属長)・副健康管理担当者を配置するとともに、(安全)衛生委員会や各地区連絡協議会等を設置し、安全衛生管理活動の推進を図っています。

### (2) 職員の健康管理

労働安全衛生法に基づき、事業者責任として職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、全職員を対象に一般定期健康診断を、特定の有害業務従事者を対象に特別健康診断を実施しています。

### (3) 利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度によって保護されています。

勤務条件に関する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し団体協約を締結することの認められない職員が人事委員会に対して地方公共団体の当局により適切な措置が執られるべきことを要求する制度であり、また、不利益処分に対する不服申立て制度は、不利益な処分を受けた職員が人事委員会に対して不服申立てを行うことを認める制度です。

これらの制度の状況は、「二 平成24年度における福岡県人事委員会の業務の状況」の3及び4のとおりです。

## 二 平成24年度における福岡県人事委員会の業務の状況

### 1 職員の競争試験及び選考の状況

#### (1) 競争試験

##### ① 職種及び日程

職 種		日 程			
試験の種類	試験区分等	受付期間	1次試験	2次試験	最終合格発表
I 類	行政、学校事務、児童福祉、土木、建築、機械、電気、農業、林業、水産、獣医師、薬剤師	5月21日 ～6月1日	6月24日	7月13日 ～8月1日	8月20日
	II 類				
III 類	行政事務、学校事務、警察事務	8月13日 ～8月24日	9月23日	10月17日 ～11月13日	11月30日
	一般事務、学校事務、警察事務、土木			10月17日 ～11月9日	
民間企業等 職務経験者	行政	7月17日 ～7月27日	9月2日	11月3日 ～11月4日	11月30日
警察官 A (男性)	第 1 回	4月2日 ～4月23日	5月13日	6月28日 ～7月12日	8月10日
	第 2 回	8月6日 ～8月27日	9月16日	11月2日 ～11月20日	12月25日
警察官 A (女性)	—	4月2日 ～4月23日	5月13日	6月28日 ～7月12日	8月10日
警察官 A (武道指導)	第 1 回	4月2日 ～4月23日	5月13日	7月10日	8月10日
	第 2 回	8月6日 ～8月27日	9月16日	11月2日	12月25日
警察官 B (男性)	—	8月6日 ～8月27日	9月16日	11月2日 ～11月20日	12月25日
警察官 B (女性)	—	8月6日 ～8月27日	9月16日	11月2日 ～11月20日	12月25日
警察官 C	—	4月2日 ～4月23日	5月13日	7月10日	8月10日
I 類 (臨時)	土木	1月7日 ～1月18日	2月3日	2月20日 ～2月27日	3月5日

## ② 人数

試験の種類	採用 予定数 (人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	受験率 (%)	一次 合格者数 (人)	最終 合格者数 (人)	競争 倍率 (倍)
I 類	92	1,931	1,191	61.7	218	106	11.2
II 類	66	1,262	859	68.1	162	78	11.0
III 類	48	771	551	71.5	111	56	9.8
民間企業等職務経験者	10	878	525	59.8	30	11	47.7
警察官 A (男性)	250	4,690	3,111	66.3	1,153	313	9.9
警察官 A (女性)	33	795	444	55.8	146	47	9.4
警察官 A (武道指導)	5	5	5	100.0	3	2	2.5
警察官 B (男性)	101	2,209	1,518	68.7	505	149	10.2
警察官 B (女性)	13	553	278	50.3	67	18	15.4
警察官 C	6	33	18	54.5	11	4	4.5
I 類 (臨時)	15	188	132	70.2	74	38	3.5
計	639	13,315	8,632	64.8	2,480	822	10.5

## (2) 採用選考

職員の採用は、地方公務員法上、原則として競争試験によることとされていますが、人事委員会の定める職について、人事委員会の承認があった場合は選考によることができることとされています。

各任命権者から提出された採用選考請求についての承認状況は、次のとおりです。

職	知 事 (件)	教育委員会 (件)	警察本部長 (件)	その他 (件)	計 (件)
部長相当職		1			1
次長相当職	8	1	2		11
課長相当職	25	10	6		41
課長補佐相当職	10				10
係長相当職	19	4			23
上級係員相当職	25				25
係員相当職	7	6	9		22
計	94	22	17		133

なお、人事委員会において試験を実施している公開公募による採用選考の実施状況は、次のとおりです。

種別	職 種	採用 予定数 (人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	一次 合格者数 (人)	最終 合格者数 (人)	競争 倍率 (倍)
選考 (前期)	保健師、研究職員(電子、化学C、化学D、生物)、児童自立支援専門員	6	159	109	18	6	18.2
選考 (後期)	看護師、保育士、職業指導員(左官科)、船員(航海、機関)	9	56	36	17	8	4.5
身体障害者を対象とする採用選考	一般事務、学校事務、警察事務	8	30	25	16	6	9.0

### (3) 昇任選考

職員の昇任については、警察官昇任試験を除き選考により実施しています。任命権者へ委任したものを除く昇任選考の承認状況は、次のとおりです。

職 名	知 事 (件)	教育委員会 (件)	警察本部長 (件)	その他 (件)	合 計 (件)
部 長	1 0	1			1 1
次 長	3 0		1 9 (18)		4 9
課 長	7 2	1 0	4 8 (43)		1 3 0
課長補佐	1 8 9	3 7	1 1 (0)		2 3 7
係 長	2 2 9	4 0	2 6 (0)		2 9 5
計	5 3 0	8 8	1 0 4 (61)		7 2 2

(注) 1 職名の欄は、相当職を含む。

2 ( ) 内は公安職で内数

**(4) 任期付職員の採用の承認**

任命権者は、任期付職員（任期付招へい研究員、特定任期付職員、一般任期付職員）の採用に当たり、人事委員会の承認を得なければなりません。

平成 2 4 年度の人事委員会の承認件数は 2 9 件です。

- (注) ・任期付招へい研究員: 民間等の優れた研究者を県の試験研究機関に受け入れるもの  
・特定任期付職員: 高度の専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて採用するもの  
・一般任期付職員: 専門的な知識経験を有する者を任期を定めて採用するもの



## 2 給与等に関する報告及び勧告の状況

### (1) 給与勧告の概要

- ① 月例給、ボーナスともに改定なし
  - ・ 月例給は、民間給与との較差(△0.02%)が極めて小さいため、改定なし
  - ・ 期末・勤勉手当(ボーナス)も、民間の支給割合と均衡し、改定なし
- ② 50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度を見直し
- ③ 自宅に係る住居手当は、本県の実情を考慮した上で廃止

(2) 勧告日 平成 2 4 年 9 月 2 7 日

### (3) 民間給与との比較

① 月例給の較差	本 年	参考(平成 2 3 年)
	△ 0 . 0 2 %    △ 9 5 円	△ 0 . 1 6 %    △ 6 1 3 円
② 期末・勤勉手当	民間の年間支給割合	職員の年間支給割合
	3 . 9 5 月	3 . 9 5 月

### (4) 給与制度の改正

- ① 昇給・昇格制度
  - ・ 55歳を超える職員(医療職給料表(一)は57歳を超える職員)の昇給について、標準の勤務成績では昇給しないこととする。
  - ・ 高位の号給からの昇格について、昇格の際の号給を現行より下位の号給に設定することとする。
- ② 住居手当  
自宅に係る住居手当は、本県の実情を考慮した上で廃止。
- ③ 実施時期  
平成 2 5 年 4 月 1 日

### (5) 意見

- ① 給与について
  - ア 昇給・昇格制度  
50歳台後半層の昇給・昇格制度については、本年の人事院勧告で、50歳台後半層の給与水準の上昇をより抑える方向で早急に改正を行うこととされた。本県の昇給・昇格制度は、国の取扱いに準じており、また、本県の給与水準も、国と同様に50歳台後半層においても上昇していることなどを踏まえると、国の取扱いに準じた見直しが必要である。

## イ 自宅に係る住居手当

自宅に係る住居手当については、国が平成21年に廃止して以降、全国の都道府県のうち廃止済み又は廃止を決定したのが、本年4月時点で30団体となり、今後も増加していくものと考えられる。また、自宅居住者に対して手当を支給する県内民間事業所が漸次減少傾向にあることなどを総合的に勘案すると、制度として存続させることは困難であり、廃止せざるを得ない。なお、廃止に当たっては、本県の実情を考慮する必要がある。

## ② 勤務環境の整備等について

ア 時間外勤務の縮減については、依然として長時間の時間外勤務を行っている部署や職員が一部見受けられ、取組を徹底していく必要がある。特に管理監督者は、時間外勤務の縮減が自らの重要な責務であることを自覚し、勤務時間管理の徹底などの具体的な取組を率先して進めることが求められる。

イ メンタルヘルス対策については、予防及び不調者の早期発見と適切な対応が重要である。特に管理監督者の役割が重要であり、職員のストレスの適切な把握に努めるとともに、相談しやすい職場環境づくりなどに努めることが必要である。

ウ 職業生活と家庭生活の両立支援については、男性職員の出産・育児休暇の取得や育児休業の取得率向上等を図るため、休暇・休業制度や特定事業主行動計画内容の周知徹底に努めるとともに、父親となる男性職員はもとより、管理監督者の意識徹底や職場の支援体制の一層の強化を図っていく必要がある。

## ③ 人事評価制度について

本県（知事部局）での新たな人事評価制度は、これまで職員の人材育成や効果的・効率的な行政運営を主眼として、評価方法等の改善が重ねられてきた。複雑化、困難化する行政課題に的確に対応していくためには、職員の士気の向上や組織の活性化を図ることが肝要であり、職員の理解と納得を得ながら、評価結果を給与に適切に反映させる取組を早急に進める必要がある。

## ④ 高齢期の職員の雇用確保について

政府は、本年3月、国家公務員の雇用と年金の接続について、再任用の義務化により対応するとする基本方針を決定した。地方公務員についても、国家公務員の基本方針を踏まえた法改正が検討されており、本県においても、国や他の都道府県の動向に留意しながら、平成26年4月からの新たな再任用が円滑に行えるよう適切に対応していく必要がある。

### 3 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、人事委員会が必要な審査をした上で判定を行い、あるいはあつせん又はこれに準ずる方法で事案の解決に当たるものです。

#### (1) 係属の状況

	平成 2 3 年度末 の係属件数 (件)	平成 2 4 年度中 の要求件数 (件)	平成 2 4 年度中 の処理件数 (件)	平成 2 4 年度末 の係属件数 (件)
県 分	0	1	1	0
受託分	0	0	0	0

※「受託分」は公平委員会の事務の委託を受けている町分

#### (2) 審査の状況

平成 2 5 年 1 月 2 5 日付け措置要求（県分）は取り下げられた。

#### 4 不利益処分に関する不服申立ての状況

不利益処分についての審査制度は、職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたとして不服申立て（審査請求又は異議申立て）があった場合、人事委員会が、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消す判定（裁決又は決定）を行うものです。

##### (1) 係属の状況

		平成 2 3 年度末 の係属件数 (件)	平成 2 4 年度中 の申立て件数 (件)	平成 2 4 年度中 の処理件数 (件)	平成 2 4 年度末 の係属件数 (件)
県 分	懲戒処分	7 3, 4 3 9	2	1, 3 3 8	7 2, 1 0 3
	分限処分	6	0	0	6
	その他	8	0	1	7
	計	7 3, 4 5 3	2	1, 3 3 9	7 2, 1 1 6
受 託 分	懲戒処分	0	0	0	0
	分限処分	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
	計	0	0	0	0

※「受託分」は公平委員会の事務の委託を受けている町分

##### (2) 審査の状況

事 案 名		審査等の状況
県 分	平成 2 2 年(不)第 1 号事案 (再審査請求)	決定(却下)
	昭和 5 3 年(不)第 8 5 7 2 号ほ か 2 5 1 事案	審査の打切り(規則第 1 3 条第 1 項 第 3 号、第 4 号、第 5 号及び附則 第 3 項該当)

※昭和 5 1 年(不)第 1 6 1 3 6 号事案ほか 1, 0 8 5 事案は取り下げられた。